

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和7年11月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2500054号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2500029号

第1 結論

請求者のA事業所における平成23年4月25日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成23年4月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年4月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年4月25日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、標準賞与額の記録がないため、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の賞与振込先口座に係る預金異動明細表及び複数の同僚に係る賞与支給明細書により判断すると、請求者は、A事業所から、平成23年4月25日に20万円の賞与の支払を受け、当該賞与から、20万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年4月25日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2500051号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2500028号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②及び③について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和60年11月8日から昭和61年4月1日まで
② 昭和61年9月1日から同年12月14日まで
③ 昭和62年1月8日から同年8月1日まで

昭和60年から昭和63年当時、A事業所管内において、複数回、B職として勤務したが、厚生年金保険の加入記録がない期間がある。

請求期間①は、昭和60年11月8日に採用され勤務を開始したが厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和61年4月1日となっており、請求期間②及び③は、同保険の加入記録がない。

この度の訂正請求に当たり、A事業所のC部署へ確認したところ、B職の場合、2か月以上の勤務の時は厚生年金保険に加入していたとのことだったので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された履歴書及び職歴証明書並びにD部門から提出された履歴書により、請求者は、請求期間①、②及び③において、A事業所管内のB職に採用され、請求期間①及び②はE勤務地、請求期間③のうち、昭和62年1月8日から同年3月31日までの期間はF勤務地、同年4月1日から同年7月31日までの期間はG勤務地にいずれもH職として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所は、請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険の適用及び同保険料の控除について、確認できる資料はなく不明である旨回答している上、上述の勤務先に確認したものの、いずれも請求者に係る厚生年金保険の適用及び同保険料の控除に関する資料は保管していない旨回答している。

また、請求者は、A事業所C部署から、B職の場合、2か月以上の勤務の時は厚生年金保険に加入していたと聞いた旨述べているが、A事業所は、当該取扱いについて、保存期間経過により資料が廃棄済みであるため確認できない旨回答している上、請求者が名前を挙げた請求期間①及び②当時の勤務先における事務担当者には照会したものの、協力は得られなかった。

さらに、「I県B職取扱規程(昭和51年*月*日施行)」第*条において、「B職については、法令の定めるところにより、健康保険、厚生年金保険等に参加させるものとする。ただし、これに代わる保険の被保険者又は被保険者の扶養親族である場合はこの限りでない。」と規定されていたこ

とが確認できるところ、オンライン記録によると、請求者は、請求期間②及び③において国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、請求者が当時居住していたJ市から提出された国民健康保険の記録により、請求者は、請求期間②及び③において同保険に加入していたことが確認できる。

加えて、請求期間①について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、請求者と同じく、昭和61年4月1日に被保険者資格を取得し、その後の加入期間が6か月以内である20人に照会し、14人から回答を得たところ、このうち4人については、それぞれ昭和60年9月から昭和61年1月までの間に採用され勤務を開始したと回答しており、請求者と同様に、採用当初に厚生年金保険に加入していない期間がある同僚がいたことが認められる上、当該4人のいずれの者からも厚生年金保険に加入していない期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答や陳述は得られなかった。

その上、上述の20人に対する照会のほか、A事業所に係る被保険者原票により、請求期間①、②、③及びその前後の期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる37人に照会を行い16人から回答を得たところ、このうち複数の者は、2か月を超えてB職として勤務したと記憶する期間について、被保険者記録がないことが確認できる上、いずれの者からも請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答や陳述は得られなかった。

なお、A事業所に係る被保険者原票を確認したものの、請求期間①、②及び③における請求者の加入記録はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものと考える。考え難い。

このほか、請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①、②及び③における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。